不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	許可等の取消し、工事中止命令等
処分権者	市長
根拠規定	河川法第75条第1項
基準規定	河川法第75条第1項
処分基準	未設定理由：法令等の規定において判断基準が言い尽くされている。それ以上は事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分をしようとする場合の手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	周南市港湾設備使用料徴収条例第9条
基準規定	周南市港湾設備使用料徴収条例第9条
処分基準	周南市港湾設備使用料徴収条例第9条 （使用許可の取消し等） 第9条　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。 （１）　この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。 （２）　設備その他附属物のき損のおそれがあると認めたとき。 （３）　使用料の逸脱を図ったとき。 （４）　その他公安上必要と認めるとき。2　前項の措置によって、使用者が損害を受けても、市はその責めを負わない。
不利益処分をしようとする場合の手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	使用料
処分権者	市長
根拠規定	周南市港湾設備使用料徴収条例第3条
基準規定	周南市港湾設備使用料徴収条例第3条;別表
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市準用河川管理条例第9条
基準規定	周南市準用河川管理条例第9条
処分基準	周南市準用河川管理条例第9条 （罰則） 第9条　詐欺その他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	流水占用料等の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市準用河川管理条例第3条
基準規定	周南市準用河川管理条例第3条;第4条;第5条;別表第１;別表第２
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	損失補償額の原因者への負担命令
処分権者	市長
根拠規定	河川法第76条第3項
基準規定	河川法第76条第3項
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の 名称	許可等の取消し、工事中止命令等
処分権者	市長
根拠規定	河川法第75条第2項
基準規定	河川法第75条第2項
処分基準	未設定理由：法令等の規定において判断基準が言い尽くされている。それ以上は事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分をしようとする場合の手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	延滞金の徴収
処分権者	市長
根拠規定	河川法第74条第5項
基準規定	河川法第74条第5項 河川法施行令第39条
処分基準	上記の法、施行令の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	負担金又は流水占用料等の督促
処分権者	市長
根拠規定	河川法第74条第1項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに具体的な検討を要するため、一般的な基準を設定することが困難
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	工事費用の受益者への費用負担命令
処分権者	市長
根拠規定	河川法第70条第1項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに具体的な検討を要するため、一般的な基準を設定することが困難
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	附帯工事費用の原因者負担命令
処分権者	市長
根拠規定	河川法第68条第2項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに具体的な検討を要するため、一般的な基準を設定することが困難
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	工事費用の原因者への負担命令
処分権者	市長
根拠規定	河川法第67条
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに具体的な検討を要するため、一般的な基準を設定することが困難
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	工作物用途廃止後の原状回復命令等
処分権者	市長
根拠規定	河川法第31条第2項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに具体的な検討を要するため、一般的な基準を設定することが困難
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の 名称	洪水時等における業務従事命令
処分権者	市長
根拠規定	河川法第22条第2項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに具体的な検討を要するため、一般的な基準を設定することが困難
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続法第13条第2項第1号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	工事原因者に対する工事施工命令
処分権者	市長
根拠規定	河川法第18条
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに具体的な検討を要するため、一般的な基準を設定することが困難
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市港湾設備使用料徴収条例第12条
基準規定	周南市港湾設備使用料徴収条例第12条
処分基準	周南市港湾設備使用料徴収条例第12条 （罰則） 第12条　詐欺その他不正な行為により使用料の徴収を免れたものは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	